

我孫子市立湖北中学校 いじめ防止基本方針 (R8 改訂・見直し)

はじめに

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布・9月28日試行)および、生徒指導提要の改正(令和4年12月)に伴い、我孫子市立湖北中学校ではこれらの趣旨を踏まえるとともに、校内体制を整備し、いじめ防止対策を推進する。

1、いじめとは

(1) いじめの定義及びいじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめ防止対策推進法 第一章(定義) 第二条)

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑤は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2、いじめ未然防止に努める

(1) 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(2) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

(3) 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、具体的な指導計画を立てる。そのためには、子どもたちへの意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の一つの手段として用いる。また、配慮を要する子どもの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

(4) 認め合い、支え合い、励まし合える仲間関係作り

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力になるという意識を全教員で共有する。

(5) 生徒の自尊感情を高める。

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教師からの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化する。

(6) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させること。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(7) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

3、早期発見に努める

(1) 教師の気づく力を高める

教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにする。また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

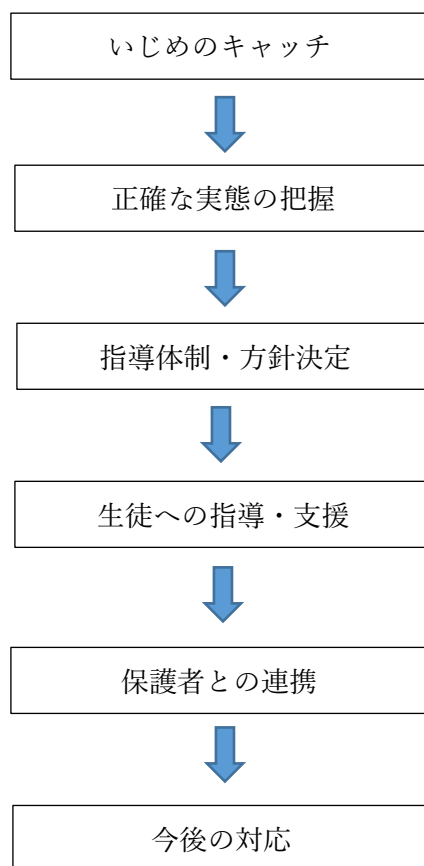
(2) 目を配る。

休み時間や昼休み、放課後の生徒との会話等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。

4、早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。解決に向けて、学年及び学校全体で組織的に対応し、再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

(1) 基本的な流れ



(2) いじめ発見時の対応

直ちに、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。また、学年職員、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(3) いじめられた生徒への対応

相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。

(4) 事実確認と情報の共有

事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを当該生徒から聴き取るとともに、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。保護者に対しては、複数の教職員で、生徒からの聴き取りに基づき、説明をする。また、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

5、ネット上のいじめの対応

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携し、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案については、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

6、いじめ解消に向けて

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、

- (1)いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）※経過観察
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないことを満たしている必要がある。

ただし、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発することは十分にあり得るので、当該いじめに関わった子供たちについて日常的に注意深く観察する必要がある。

7、組織対応について

- (1) いじめ対応チームを設置する。

＜構成員＞校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、生徒指導副主任、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC、心の教室相談員、各学年職員

- ## (2) 組織対応の流れ

教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。即日対応を心掛け、情報収集・事後処理にあたる。

- ①発見 ○日常の観察・アンケート・教育相談・周りや本人の訴えなどの情報・WEBQU・
教育委員会による巡回
- ②情報収集 ○いじめ対応チームの招集（緊急対策会議・概要説明役割分担）
○被害者への聞き取り
○周りの生徒への聞き取り・情報収集

- ③事実確認 ○いじめ被害者への聞き取り

報告・共通理解・調査方針・分担決定



暴力・恐喝・人権侵害や犯罪、法律違反があった場合は警察に相談

- ### (3) 年間の活動

- ① 職員会議：いじめ対応マニュアル、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ② いじめ実態把握調査：児童生徒及び保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施する。
- ③ 保護者向け啓発：学校の指導方針を保護者へ周知する。
- ④ いじめアンケート：学校独自の簡単なアンケートを実施する。
- ⑤ 「いじめの相談窓口」の設置と周知
- ⑥ 学校いじめ防止対基本方針の点検：学校の実態に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取り組みが効果的なものになっているかどうかを検証する。